# 熊本地震により 被災された仲間のみなさんへ

## 1、生活たすけあい制度

①熊建労の「生活たすけあい基金」



限 度 額	組合員 1 人につき 10 万円を限度に生活資金を融資		
申込み方法	所属する支部へ申込み		
貸付利子	無利子		
手続きに必要なもの	①印かん、②申込みする人の預金通帳又はキャッシュカード		
	③支部・分会役員による本人確認		
交付方法	申込者の指定する口座に送金		

#### ②社会福祉協議会の「**生活福祉資金特例貸付**(緊急小口資金)」

限度額	1 世帯につき一回かぎり10万円以内(4人以上の世帯等は20万円)		
すえおき期間	貸付の日から1年以内		
返済期限	すえおき期間終了後2年以内		
貸付利子	無利子		
手続きに必要なもの	①身分証明(運転免許証、健康保険証、住民票など)、②印かん		
	③申込みする人の預金通帳又はキャッシュカード		
交付方法 申込者の指定する口座に、10 日前後で送金			

#### ③医療費の窓口負担(3割負担)の免除

下のア〜エにあたる時は、病院代・薬代の窓口負担が免除されます。

手続きは、病院の窓口で「住まいが全壊、半壊した」「被災して仕事が無い」「被災して収入が無い」と伝えるだけです。(※先に病院の窓口で被災状況の質問がある時も多いです)

- ア、主たる生計維持者が業務を廃止、休止したとき
- イ、主たる生計維持者が失職し、現在収入がないとき
- ウ、住家が全壊や半壊の被害をうけたとき
- エ、主たる生計維持者が死亡、重病、行方不明のとき

#### 4、保険証が無くても医療機関を受診できます

保険証を持たずに避難していて病院受診した時は、ア.氏名、イ.生年月日、ウ.連絡先、エ. 加入している健康保険の名前を窓口で伝えれば、保険証が無くても受診できます。

## 2、 組合費・中建保険料の免除制度

		半壊	全 壊	
組合費	免除期間	4ヵ月免除	6ヵ月免除	
費	必要書類	申請書 + り災証明(写し)		
中建	免除期間	3カ月免除(大規模災害の特例)		
中建国保	必要書類	申請書(支部長の証明)		

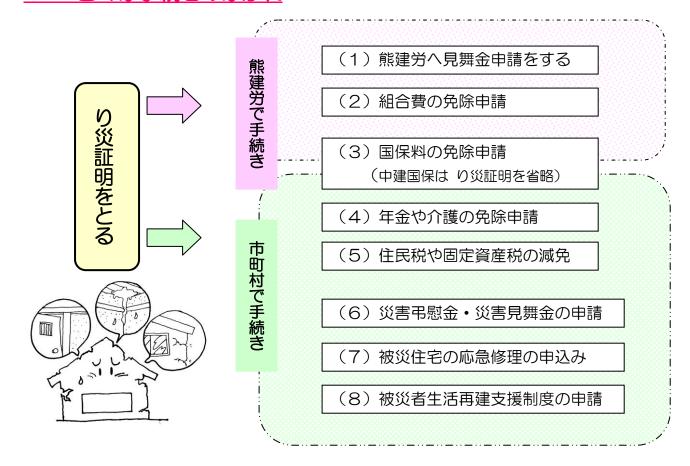
## 3、 災害お見舞い金

◎ブロック塀など住居でない部分は除いた、住家と付属設備(「一部損壊のみ」ベランダ、電気設備、給排水設備、給湯器設備など)への被害 20 万円以上が対象です。

※添付する見積書は、組合員が自分で住家を見積もったものでも可

添付書類/被害規模		一部損壊	半 壊	全 壊	
		住宅災害見舞金	5,000円	25,000 円	50,000 円
	建労からの	地震等見舞金	10,000円	50,000 円	100,000 円
見舞金(共済・全労済)		合 計	15,000 円	75,000 円	150,000 円
②全	②全国の仲間からの見舞金 (全建総連)		10,000円	30,000円	50,000円
③組合内カンパからの見舞金		5月~とりくみのカンパ・義援金を集計中			
必	必 1、写 真		0	0	0
必   1、与 具   要     な   2、見積書など   も		0	0	0	
の の	3、り災証明の	写し	不要	0	0

## 4、 色々な手続きのながれ



### 5、≪大工さん募集≫ 木造仮設住宅の対応を県と組合で確認

熊本地震を受けて熊本県は木造仮設住宅を建設する「災害協定」を、全国木造建設事業協会(全 木協)と6日に締結しました。

断熱などで質が高く割安な木造応急仮設の建設を拡大し県産木材、畳材を使って復興をはかる

#### ◎全木協とはどんな団体か

熊建労の加入する全国建設労働組合総連合:組合員数約62万人と一般社団法人JBN・全国工務店協会:会員数約3000社(建設業界最大の労働組合と日本最大級の工務店組織)で構成する組織

#### ◎木造仮設への職人送り出しの対応

- ①供給する職種:大工職
- ②労働条件: 賃金 26,000 円/1 日、交通費 1000 円、
  - ※ 福利厚生費は賃金に込、建退共はなし、宿泊費は全木協負担
  - 労働時間は朝8時~18時 休憩120分、指揮命令は全木協の幹事会社(監督)のもと従事する 全木協熊本県支部の主幹事会社エーコープと一人ひとり労働契約を結ぶ
    - ※ 雇い入れ通知をだす、労災保険適用
- ③供給日時:6月1日着工から順次(阿蘇市、氷川町、宇城市、御船町)
- ④熊建労の支部やブロッで説明会を開催中です。くわしくは支部事務所へ問い合せください。

### 仕事やくらしの「なんでも相談」、困った時は熊建労へ 四 096-372-7447

## 国や自治体による支援制度 早見表

#### 1、まずは、り災証明書 = 災害による被害の程度を証明する書面をとる

程 度	全 壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	20%未満

## 2、災害にあった人の支援制度一覧

利	用できる制度	対象	必要書類、金額など	
住民税の減免		半壊以上	印鑑・り災証明書 (写し可)	
固定資産税の減免				
発行手数料	発行手数料 印鑑登録証明書 減免 住民票(記載事項証明書)		印鑑・り災証明書 (写し可)	
減免			本人確認ができるもの	
国民健康保険料の減免			保険証・印鑑・り災証明書	
後期高齢者医療	後期高齢者医療保険料の減免			
国民年金保険料	の減免	半壊以上	年金手帳・印鑑・り災証明書 (写し可)	
介護保険料の減	<u></u> 免			
介護サービス利	介護サービス利用料の減免		印鑑・り災証明書 (写し可)	
保育料の減免		被害にあった人		
水道料金の減免		<b>分字坐墙</b> 17 L	り災証明書(り災名簿にある人)	
下水道使用料の液	减免	→ 住宅半壊以上 		
市立小・中学校の教科書		児童・生徒		
   災害見舞金の支	((( <b>)</b>		2万円(熊本市)	
火音兄舜並り又:	ř¤	半壊	1万円	
	①甘7株士授入	全壊等	100 万円(1 人世帯は 3/4)	
被災者生活再建	①基礎支援金	大規模半壊	50 万円 ″	
支援制度		建設・購入	200 万円 ″	
义 扳 門 及	②加算支援金	補修	100 万円 ″	
		賃借(公営住宅以外)	50 万円 ″	
応急修理補助制	变	半壊以上	限度額 57 万 6 千円	
		全壊	350 万円	
災害援護資金 (貸付制度) 年利3%	生計を支える人がケ	半壊	270 万円	
	ガをして1ヵ月以上 の療養中	1/3 以上の損害	250 万円	
		損害なし	150 万円	
	利子 生計を支える人がケ ガも療養もない	全壊	250 万円	
据置3年以内 無		半壊	170 万円	
		1/3 以上の損害	150 万円	